

# 鹿嶋市市制施行30周年記念 第35回塚原ト伝杯武道大会（柔道の部）開催要項

- 1 趣 旨 鹿嶋市のシンボルスポートである武道大会を通して、小・中学生を対象に武道の普及や心身の鍛練と相互の親睦を図り、強く正しい青少年の育成に寄与し、武道精神を源とした「スポーツ先進のかしま」を目指すことを目的として大会を開催する。
- 2 主 催 鹿嶋市 鹿嶋市教育委員会
- 3 主 管 第35回塚原ト伝杯武道大会（柔道の部）実行委員会  
鹿嶋市柔道連盟 NPO法人鹿嶋市スポーツ協会
- 4 後 援 茨城県柔道連盟 鹿嶋警察署 茨城新聞社
- 5 期 日 令和7年8月10日（日） 受付 午前8時から 開会 午前9時
- 6 会 場 鹿嶋市立カシマスポーツセンター（TEL0299-83-1600）  
鹿嶋市大字神向寺23-2
- 7 種 目 (1)小学生の部（1学年までの差であれば低い学年の選手での出場を認める。）
  - ① 小学生団体戦 低学年の部 1チーム 5名（1年生～3年生）  
先鋒（1年生）次鋒（2年生）中堅（2年生）副将（3年生）大将（3年生）
  - ② 小学生団体戦 高学年の部 1チーム 5名（4年生～6年生）  
先鋒（4年生）次鋒（5年生）中堅（5年生）副将（6年生）大将（6年生）(2)中学生の部（先鋒を最軽量とし順次重い方へオーダーする）
  - ① 中学生男子団体戦（学年フリー）  
先鋒・次鋒・中堅・副将・大将（1チーム 5名）
  - ② 中学生女子団体戦（学年フリー）  
先鋒・中堅・大将（1チーム 3名）

【市制30周年記念】

(3)投げの形演武（手技・腰技・足技の9本） 各チーム1組

- 8 参加資格 (1) 小学生は、低学年の部・高学年の部 各団体1チーム以内とする。  
(2) 中学生は、学校またはクラブチームで1チームとする。  
ただし、クラブチームは中体連に加盟しているチームに限る。  
(3) 鹿嶋市内の団体については、2チーム以上の出場を認める。  
(4) スポーツ傷害保険に加入している団体であること。
- 9 参加費 1チーム2,000円とし、当日受付にて納入願います。
- 10 競技方法 (1) 参加団体数により、リーグ戦又はトーナメント方式とする。  
(2) 試合時間は、小学生2分、中学生3分とする。  
(3) 小学生団体戦では、同学年の場合軽い順とする。  
また、学年を繰り上がる場合は、学年別に学年の若い方が先の順となる。  
(4) 小学生団体戦では定員に満たない場合は、軽い順で後詰めとする。  
(5) 中学生団体戦では、定員に満たない場合は、後詰めとする。  
(6) 投げの形演武は開会式後参加チーム一斉に実施する。  
順位は付けず演武者へ賞状、記念品を授与する。
- 11 審判規定 (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規定及び少年大会特別規定により行う。  
(2) 「優勢勝ち」の判定基準  
勝敗の基準は「一本」「技あり」「有効」と基本とするが、大会運営上  
独自ルールを採用もある。但し、代表選の場合は、旗判定で必ず勝敗を  
決する。(GSは行わない)  
※試合当日午前8時30分から会議室で審判・監督者会議を実施する。
- 12 表彰 各部門とも、ベスト3まで表彰を行う。ただし、3位決定戦は行わない。
- 13 申込締切 令和7年6月20日(金)※厳守

14 申込先 〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1  
鹿嶋市教育委員会事務局 スポーツ推進課  
かしまSPORTS NAVIからお申込みください。

URL : <http://www.cs-kashima.jp/sponavi/>

※大会結果の掲載も「かしまSPORTS NAVI」で行います。



15 持参品

メンバー表

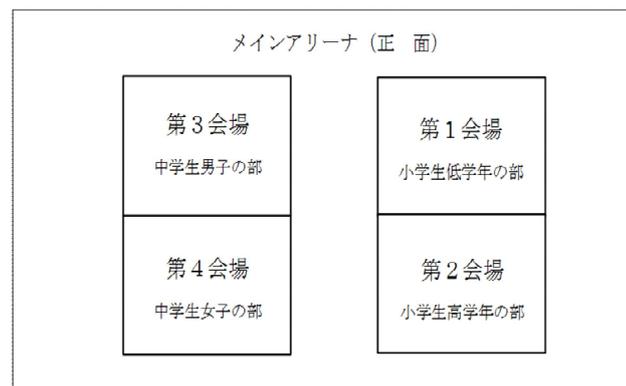
(大きさは、模造紙を四つ切にしてください。)

先鋒	次鋒	中堅	副将	大将	チーム名

79 cm

27 cm

16 案内図



17 連絡先 鹿嶋市教育委員会事務局スポーツ推進課 担当 菊見・泉

住所 〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井 1187 番地 1

電話 0299 - 82 - 2911 内線 561

FAX 0299 - 83 - 7894

Email [sports1@city.ibaraki-kashima.lg.jp](mailto:sports1@city.ibaraki-kashima.lg.jp)

18 その他 (1) 組合せは、主催者側で行う。

(2) 競技中の疾病、傷害などの応急処置は、主催者側で行うが、その後の責任は負わない。尚 参加者は、健康保険証を持参すること。

(3) 脳しんとう対応、監督コーチの振る舞いについては全日本柔道連盟通達のとおりとする。

(4) 昼食は、各自用意すること。但し、審判の昼食のみ主催者側で用意する。

(5) ゴミは、各自持ち帰ること。